

# 令和8年度 第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画 策定業務委託 仕様書

## 1. 業務名

令和8年度 第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画  
策定業務委託

## 2. 業務の目的

国や長野県の動向、地域の高齢者の状況等を的確に把握し、辰野町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画(以下、「第10期計画」という。)を策定することを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4. 業務内容

第10期計画の策定を効率的に進めるため、次の業務を実施する。

### (1) 基礎的な地域データ及び現状分析

国の高齢者福祉、介護保険、認知症施策をめぐる政策動向や方針の把握を行い、本町の地域特性や現状に関するデータを収集・整理・分析し、計画策定の基礎資料とする。本町と近隣市町村を含む地域の福祉資源、高齢者の現状及び介護保険サービス利用状況等について、地域包括ケア「見える化」システムによる資料等をもとに分析を行う。

### (2) 給付実績集計・分析の実施

本町が提供する国保連給付実績データ等(地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等)に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

### (3) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

### (4) 現状整理、課題・問題点の分析及び施策検討提案

国及び長野県から示される方針等に基づき、必要に応じて適宜内容を変更する。

- ①本町の福祉施策に関する上位関連計画と整合を図るとともに、本町の福祉に係る現況を把握し、本町の介護保険事業及び高齢者福祉事業が求められる役割等について整理する。
- ②令和7年度実施の辰野町高齢者等実態調査の結果から、高齢者の現状や地域課題等を分析し、課題を抽出し整理する。
- ③前期計画における施策・事業の実施状況の評価から、第10期計画策定に向けての方針等の提案を行う。
- ④国の方針に沿った新たな体系サービスを検討する。
- ⑤地域包括ケアシステム推進のため課題や問題点を整理し、計画に反映する。
- ⑥地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法の内容を踏まえ、本町における認知症に関する施策の課題を分析し、必要な施策について提案を行う。
- ⑦介護保険事業について他市町村と比較し、地域の特徴等を検証する。
- ⑧本町の高齢者福祉事業及び介護保険事業に求められる施策等について分析、提案する。

#### (5)計画骨子案・素案の作成

各種計画との整合性の確保や調和を保ち、調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図った上で、計画の取りまとめを行う。

課題整理から第10期計画に重点的に取り組む事項を検討し、国の基本方針を踏まえ、推進していくための方策、基本理念、施策の体系、重点施策等を明確にした上で、計画の骨子案及び素案を作成し、委託者へデータ(PDF形式及び修正可能な形式)で提出すること。

#### (6)パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

#### (7)保健福祉推進委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される保健福祉推進委員会等(以下、「委員会」という。)(3回程度開催)の運営について、会議資料の作成を支援するとともに必要に応じて出席(オンライン可)、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また、出席に際し、会議の内容を簡潔にまとめ会議録として提出すること。

#### (8)本業務に関する情報提供支援

第10期計画は、国及び長野県の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、全国の先進事例、成功事例や同規模自治体の取組内容の情報収集に努め、提案すること。

#### (9)法令や制度等の動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。本業務の委託期間内において、必要となる法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や整備例などの情報を委託先へ提供すること。

#### (10)作業打合せ及び報告

受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務委託期間中、委託者との打合せを密に行うとともに、進捗に応じた状況を委託者に随時報告するものとする。また、受託者は、打合せの際、打合せ記録簿を作成し、委託者、受託者が内容を確認の上、各一部保管するものとする。

### 5. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、電子データ(PDF 形式及び修正可能な形式)及びA4版で5部印刷したものを提出する。

- (1)第 10 期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画書
- (2)委員会に係る会議資料及び議事録
- (3)先進事例等提供資料
- (4)法律や制度などの動向資料
- (5)介護保険関係例規整備情報資料
- (6)その他本町が必要とする資料及び関係データ

### 6. その他

- (1)受託者は、本業務に係る個人情報の適正な取り扱いについて、必要な措置を講じるとともに、個人情報の漏えい等防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じるものとし、本業務終了後も継続するものとする。
- (2)本業務における成果品の著作権及び所有権は、業務委託料の支払完了と同時に受託者から委託者に帰属する。
- (3)受託者は、この仕様書で示す業務の全部を第三者に委託してはならない。また、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ町に書面により報告し、町の承認を得ること。
- (4)仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (5)この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。